

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

4.1 計画段階配慮事項の選定

文献で得られた情報により、重大な環境影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定します。計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由は、表4.1-1に示すとおりです。

なお、計画段階配慮事項の選定にあたっては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土技術政策総合研究所資料No. 714、土木研究所資料No. 4254）の考え方を参考にしました。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素	影響要因	施設等の存在 及び供用		選定理由
		道路の 存在	自動車 の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	○	事業実施想定区域及びその周囲においては、住宅等の建物用地などが分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音	○	事業実施想定区域及びその周囲においては、住宅等の建物用地などが分布しています。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	○		事業実施想定区域及びその周囲においては、重要な動物が生息し、千葉県立自然公園等が指定されています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	植物	○		事業実施想定区域及びその周囲においては、重要な特定植物群落、巨樹・巨木林が生育し、千葉県立自然公園、保安林等が指定されています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	生態系	○		事業実施想定区域及びその周囲においては、まとまって存在する自然環境として、千葉県立自然公園、保安林等が指定されています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	○		事業実施想定区域及びその周囲においては、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源が存在しています。道路の存在に伴い、景観への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

4.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートの位置や道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測・評価ができるものではありません。

このため、計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。

調査は、事業実施想定区域及びその周囲（前述した図2.2-2の範囲）が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象（大気質や騒音では市街地・集落など、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法としました。

また、予測は、重大な環境影響について、環境配慮が必要な対象と事業実施想定区域の位置関係を踏まえながら、定性的に環境の状況の変化を把握する方法としました。

評価は、予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかを評価する方法としました。

なお、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法を表4.2-1に示します。

表 4.2-1(1) 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

項目		検討対象	手 法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分		調査の手法	予測の手法	評価の手法
大 氣 環 境	大気質	自動車の走行 大気質に係る環境影響を受けるおそれのある市街地・集落 ^{※1)} 、住宅等の建物用地 ^{※1)} 、環境保全への配慮を要する施設 ^{※2)}	既存資料により市街地・集落、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、病院、社会福祉施設等）と事業実施想定区域の位置関係を整理します。	事業実施想定区域内の環境影響が最大となる位置で供用した場合において、環境配慮が必要な対象への大気質の重大な環境影響について、市街地・集落、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、病院、社会福祉施設等）と事業実施想定区域の位置関係を踏まえながら、定性的に予測します。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかを評価します。
	騒音	自動車の走行 騒音に係る環境影響を受けるおそれのある市街地・集落 ^{※1)} 、住宅等の建物用地 ^{※1)} 、環境保全への配慮を要する施設 ^{※2)}	既存資料により市街地・集落、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、病院、社会福祉施設等）と事業実施想定区域の位置関係を整理します。	事業実施想定区域内の環境影響が最大となる位置で供用した場合において、環境配慮が必要な対象への騒音の重大な環境影響について、市街地・集落、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、病院、社会福祉施設等）と事業実施想定区域の位置関係を踏まえながら、定性的に予測します。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかを評価します。

表 4.2-2(2) 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

項目		検討対象 ^{※11)}	手 法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分		調査の手法	予測の手法	評価の手法
動物	道路の存在	動物に係る環境影響を受けるおそれのある重要な種の生息地等 ・重要な動物種 ^{※3)} ・鳥獣保護区 ^{※4)} ・国定公園、千葉県立自然公園 ^{※5)}	既存資料により重要な種及び注目すべき生息地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理します。	事業実施想定区域内の環境影響が最大となる位置で供用した場合において、環境配慮が必要な対象への動物の重大な環境影響について、重要な種及び注目すべき生息地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を踏まえながら、定性的に予測します。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかを評価します。
植物	道路の存在	植物に係る環境影響を受けるおそれのある重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 ^{※6)} ・巨樹巨木林 ^{※7)} ・文化財指定されている樹木等(天然記念物) ^{※8)} ・国定公園、千葉県立自然公園 ^{※5)} ・保安林 ^{※9)}	既存資料により重要な種及び群落の生育地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理します。	事業実施想定区域内の環境影響が最大となる位置で供用した場合において、環境配慮が必要な対象への植物の重大な環境影響について、重要な種及び群落の生育地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を踏まえながら、定性的に予測します。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかを評価します。
生態系	道路の存在	生態系に係る環境影響を受けるおそれのある生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・国定公園、千葉県立自然公園 ^{※5)} ・保安林 ^{※9)}	既存資料により生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の場所と事業実施想定区域の位置関係を整理します。	事業実施想定区域内の環境影響が最大となる位置で供用した場合において、環境配慮が必要な対象への生態系の重大な環境影響について、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の場所と事業実施想定区域の位置関係を踏まえながら、定性的に予測します。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかを評価します。
景観	道路の存在	景観に係る環境影響を受けるおそれのある主要な景観資源等 ・主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理します。	既存資料により主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理します。	事業実施想定区域内の環境影響が最大となる位置で供用した場合において、環境配慮が必要な対象への景観の重大な環境影響について、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を踏まえながら、定性的に予測します。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかを評価します。

※1) 市街地・集落は、DID人口集中地区を対象として設定しました。また住宅等の建物用地も参考にしました。
市街地・集落の既存資料：「国土数値情報（DID人口集中地区）」（国土交通省ホームページ）における「DID人口集中地区」の分布に着目しました。

住宅等の建物用地の既存資料：「国土数値情報（土地利用細分メッシュデータ）」（国土交通省ホームページ）における「建物用地」の分布に着目しました。

- ※2) 環境保全への配慮を要する施設の既存資料：「令和年版 教育便覧」（更新日：令和2年12月24日、千葉県ホームページ）、「私立学校名簿」（更新日：令和3年1月8日、千葉県ホームページ）、「保育施設情報」（令和3年3月現在、千葉県ホームページ）、「病院名簿・診療所名簿・歯科診療所名簿」（更新日：令和2年10月13日、千葉県ホームページ）、「社会福祉施設等一覧表(令和2年度)」（更新日：令和2年12月18日、千葉県ホームページ）
- ※3) 重要な動物種の既存資料：「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図(千葉県)」（環境庁自然環境局、昭和51年）、「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図(千葉県)」（環境庁自然環境局、昭和56年）
- ※4) 鳥獣保護区の既存資料：「令和2年度 千葉県鳥獣保護区等位置図(南部地区)」（令和2年11月1日現在、千葉県）
- ※5) 自然環境保全地域の既存資料：「千葉県の自然公園一覧表」（更新日：令和元年8月1日、千葉県ホームページ）
- ※6) 重要な植物群落の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図(千葉県)」（環境庁自然環境局、昭和56年）、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図(千葉県)」（環境庁自然環境局、平成元年）、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然環境局、平成12年）
- ※7) 巨樹・巨木林の既存資料：「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査(GISデータ)」（環境省自然環境局生物多様性センター 令和3年3月閲覧）、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然環境局 平成12年3月）、「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査(GISデータ)」、（環境省自然環境局生物多様性センター 令和3年3月閲覧）
- ※8) 文化財指定されている樹木等（天然記念物）：「市町村別の国・県指定及び国登録文化財」（更新日：令和2年10月3日、千葉県ホームページ）
- ※9) 保安林：「千葉県南部林業事務所管内図 安房地区」（平成28年3月、千葉県南部林業事務所）、「千葉県中部林業事務所管内図」（平成29年3月、千葉県中部林業事務所）
- ※10) 主要な眺望点と眺望景観、景観資源の既存資料：「千葉県の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成21年3月、千葉県）、「房総の魅力500選」（更新日：令和元年8月19日、千葉県ホームページ）、「千葉県公式観光物産サイト まるごとe!ちば」（令和3年3月現在、公益社団法人千葉県観光物産協会）、「館山市観光協会」（令和3年3月現在、一般社団法人館山市観光協会）、「南房総いいとこどり」（令和3年3月現在、南房総市）、「自然・景観」（更新日：令和3年3月13日、安房郡鋸南町）、「ちば眺望100景」（平成18年、ちば眺望100景選定委員会）
- ※11) 検討対象については、上記※1)～※10)の文献で掲げられている情報のうち、富津館山道路沿線の情報をとりまとめ、環境影響を受けるおそれのあるものを対象とした。

4.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査は、既存資料に基づき表 4.2-1の「環境配慮が必要な対象」の位置・分布を把握し、図4.3-1に調査の結果として記載しました。予測では、表 4.3-1に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握しました。

選定された計画段階配慮事項の影響の程度は、表 4.3-1に示すとおりです。

大気質、騒音については、事業実施想定区域内に市街地・集落が存在しないため、重大な環境影響は回避又は低減されていると予測します。また、景観については、道路の存在による景観に与える重大な環境影響は回避又は低減されていると予測します。

動物、植物、生態系については、道路の存在により影響を与える可能性があります。しかし、暫定2車線道路で既に供用されている道路に沿った道路の改築を計画するものであり、環境配慮が必要な対象への環境影響をできる限り避けて位置を決定するとともに、環境影響が小さい構造で決定するなど、重要な動物、植物等の生息地及び生育地、生態系の保全上重要であってまとまって存在する自然環境にできる限り配慮することにより、重大な環境影響を低減できると考えられます。

以上のことにより、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価します。

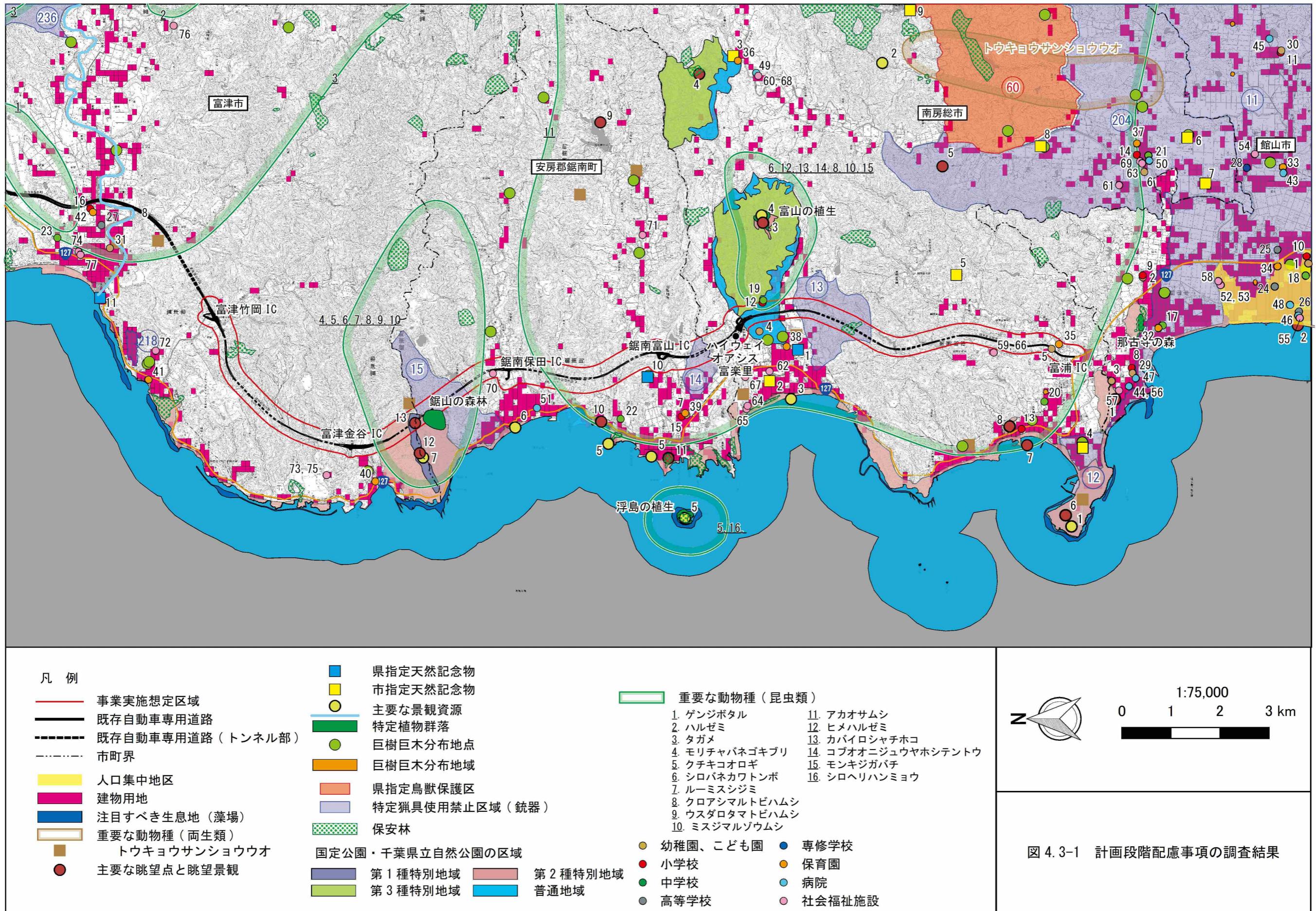


表 4.3-1(1) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	予測及び評価の結果
大気質	<p>千葉県南房総市（富浦 IC）～富津市（富津竹岡 IC）の区間において、市街地・集落が存在しません。このため、重大な環境影響は回避又は低減されていると予測します。</p> <p>ただし、事業実施想定区域内においては、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、保育園、社会福祉施設）が存在します。しかし、暫定 2 車線道路で既に供用されている道路に沿った道路の改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用しながら住宅等用地からなるべく離隔をとって位置を決定するなど、できる限り周辺の住居等の保全対象に配慮することにより大気質の環境影響を低減できると考えられます。</p> <p>これらのことにより、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価します。</p>
騒音	<p>千葉県南房総市（富浦 IC）～富津市（富津竹岡 IC）の区間において、市街地・集落が存在しません。このため、重大な環境影響は回避又は低減されていると予測します。</p> <p>ただし、事業実施想定区域内においては、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、保育園、社会福祉施設）が存在します。しかし、暫定 2 車線道路で既に供用されている道路に沿った道路の改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用しながら住宅等用地からなるべく離隔をとって位置を決定するなど、できる限り周辺の住居等の保全対象に配慮することにより騒音の環境影響を低減できると考えられます。</p> <p>これらのことにより、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価します。</p>
動物	<p>千葉県南房総市（富浦 IC）～富津市（富津竹岡 IC）の区間において、国定公園・千葉県立自然公園（第 1～3 種特別地域、普通地域）、ルーミスシジミ等の生息地の一部を通過します。このため、道路の存在により動物に影響を与える可能性があると予測します。</p> <p>しかし、事業実施想定区域内においては、鋸山周辺の南房総国定公園の第 1～2 種特別地域等が存在しますが、暫定 2 車線道路で既に供用されている道路に沿った道路の改築を計画するものであり、既に改変されている既存の道路用地を活用するなど環境配慮が必要な対象への環境影響をできる限り避けて位置を決定するとともに、環境影響が小さい構造で決定するほか、道路横断箇所の水系の保全や重要な生物の生息地の分断を避けるなど、できる限り自然環境に配慮することにより周辺の重要な動物等の生息地への環境影響を低減できると考えられます。</p> <p>のことにより、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価します。</p>

表 4.3-1(2) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	予測及び評価の結果
植物	<p>千葉県南房総市（富浦 IC）～富津市（富津竹岡 IC）の区間において、特定植物群落（鋸山の森林）、国定公園・千葉県立自然公園（第1～3種特別地域、普通地域）等の一部を通過します。このため、道路の存在により植物に影響を与える可能性があると予測します。</p> <p>しかし、事業実施想定区域内においては、鋸山周辺の特定植物群落（鋸山の森林）や南房総国定公園の第1～2種特別地域等が存在しますが、暫定2車線道路で既に供用されている道路に沿った道路の改築を計画するものであり、既に改変されている既存の道路用地を活用するなど環境配慮が必要な対象への環境影響をできる限り避けて位置を決定するとともに、環境影響が小さい構造で決定するなど、できる限り自然環境に配慮することにより周辺の重要な植物等の生育地への環境影響を低減できると考えられます。</p> <p>のことにより、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価します。</p>
生態系	<p>千葉県南房総市（富浦 IC）～富津市（富津竹岡 IC）の区間において、国定公園・千葉県立自然公園（第1～3種特別地域、普通地域）等の一部を通過します。このため、道路の存在により生態系に影響を与える可能性があると予測します。</p> <p>しかし、事業実施想定区域内においては、鋸山周辺の南房総国定公園の第1～2種特別地域等が存在しますが、暫定2車線道路で既に供用されている道路に沿った道路の改築を計画するものであり、既に改変されている既存の道路用地を活用するなど環境配慮が必要な対象への環境影響をできる限り避けて位置を決定するとともに、環境影響が小さい構造で決定するほか、道路横断箇所の水系の保全や重要な生物の生息地の分断を避けるなど、できる限り自然環境に配慮することにより周辺の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への環境影響を低減できると考えられます。</p> <p>のことにより、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価します。</p>
景観	<p>千葉県南房総市（富浦 IC）～富津市（富津竹岡 IC）の区間において、主要な眺望点等である鋸山の一部を通過しますが、トンネル部での整備を予定しているため、道路の存在による影響を回避していると予測します。このため、道路の存在による景観に与える重大な環境影響は回避又は低減されていると予測します。</p> <p>また、その他の主要な景観資源の直接改変はなく、事業実施想定区域周辺は主に山岳部であり、主要な眺望点から眺望景観及び主要な景観資源を眺望した視角に入る可能性が低いことから、景観への環境影響は回避されていると考えられます。</p> <p>これらのことにより、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価します。</p>